

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
1	共通事項	支給対象期間、申請受付期間は。	<p>支給対象期間 【第8期】令和4年8月7日～10月1日 【第9期】令和4年10月2日～12月3日 【第10期】令和4年12月4日～令和5(2023)年2月4日 【第11期】令和5年2月5日～3月31日 ※病院における取組のうち「50回以上/日の接種を行った場合」に対する支給は、【第9期】の11月30日までとなります。 申請受付期間 【第8期申請】令和4年10月3日～10月28日 【第9期申請】令和4年12月5日～令和4年12月23日 【第10期申請】令和5(2023)年2月6日～2月24日 ※【第11期申請】の申請受付期間は、決まり次第お知らせします。</p>	2022/10/1
2	共通事項	申請、電話相談窓口の開設時間は。	月曜日から金曜日の9時から17時（12時から13時は休憩時間）までです。 土、日、祝日は閉庁日となります。	
3	共通事項	申請様式の入手方法は。	申請様式は、茨城県ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「新型コロナウイルスワクチンについて」からダウンロードできます。 <掲載場所URL> https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/covid-19_vaccine/team.html	
4	共通事項	申請書の提出先はどちらになるか。	本協力の申請先は、茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チームです。 <u>貴院が所在する市町村、茨城県国保連ではありませんのでご注意ください。</u>	
5	共通事項	申請書類の提出方法は。	申請書の所定の箇所に押印いただき、次の宛先に郵送してください。 (宛て先) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム 協力金等申請デスク	
6	共通事項	申請書は持参してもよいか。	感染症対策のため、原則対面での申請は受付しておりません。 <u>上記5に記載した宛て先に郵送してください。</u>	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
7	共通事項	申請書には接種回数の実績を記載するのか。また、接種回数はどのように確認するのか。	本協力金は、ワクチン個別接種回数の実績に基づき支給します。 接種に係る費用（2,070円/回）の請求は、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会において審査を受けることとなりますが、審査において接種の実施について支払が認められなかった場合は、本協力金の対象となりませんので、認められなかった分については協力金の申請を行わないでください。既に申請済の場合は、速やかに訂正の報告を行ってください。 また、接種回数の確認は、必要に応じて、VRSの接種記録等を使用して行う予定としております。貴院における接種回数の記録については、本協力金申請時の添付は必要ありませんが、今後、 <u>会計検査の際に必要な</u> ため、保管いただくようお願いいたします。	
8	共通事項	診療所を営んでいるが、申請に当たり、以下の内容を重複して申請することは可能か。 ①診療所で週100回以上の個別接種を4週間以上行った場合 ②診療所で週150回以上の個別接種を4週間以上行った場合 ③1日当たり50回の個別接種を行った場合	重複して申請することはできません。 また、令和4年10月以降の接種においては、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。	2022/10/1
9	共通事項	病院を営んでいるが、申請に当たり、以下の内容を重複して申請することは可能か。 ①1日当たり50回の個別接種を行った場合 ②特別な接種体制を確保して、1日当たり50回の個別接種を週1回以上達成する週が4週以上あった場合	②は①の加算ですので、重複して申請することができます。 ただし、令和4年10月以降の接種においては、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。 また、①については、令和4年11月末までの接種分をもって終了となります。	2022/10/1
10	共通事項	病院と診療所の定義は何か。	医療法第1条の5に規定されています。 ・「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 ・「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
11	共通事項	この制度における「1週間」とは何曜日から何曜日までを指すのか。	日曜日から土曜日までです。 ※例外として、令和5(2023)年3月26日から3月31日までは1週間とみなして接種回数を算定します。	2022/10/1
12	共通事項	高齢者施設等での巡回接種は申請の対象となるか。	医療機関が行う個別接種であれば巡回接種も対象となります。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
13	共通事項	4回目接種だけではなく、1、2、3回目接種も行っている が、接種したすべての回数を計上して良いか。	お見込みのとおりです。	2022/10/1
14	共通事項	診療時間外に接種した場合は、何か別な上乘せがあるのか。	個別接種促進事業においては、診療時間内・外の区別はありませんので、診療時間外の接種も1回のカウントとなります。	2022/10/1
15	共通事項	予診のみの行った場合、接種回数に含めることはできるか。	予診のみの場合は、接種回数としてカウントすることはできません。	
16	共通事項	当院では、集団接種会場に医師を派遣して接種を実施している。この場合、当該会場での接種回数を申請回数に含めてよいか。	個別接種促進事業は個別接種が対象です。 なお、集団接種会場へ医師を派遣して接種を行った場合は、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の対象となる可能性がありますので、所在市町村の担当窓口にご相談ください。	
17	共通事項	様式1の添付書類として、「 <u>口座情報のわかる書類の添付</u> 」の提出が求められているが、具体的には何を提出すればよいのか。	通帳の写しやキャッシュカードの写しなどです。 通帳の写しを提出する場合は、通帳の表紙と1ページ目の口座番号や <u>口座名義人の読み方</u> が記載されている箇所の写しを提出してください。	
18	共通事項	<u>協力金の支払いは、いつ頃になるのか。</u>	審査が終わり次第、「茨城県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給決定通知書」を送付いたします。申請金額の振込につきましては、本通知書到着後2週間前後で振り込まれるよう手続きを進めますが、会計審査終了後順次お振込みいたします。具体的なお日にちをお示しすることができず、申し訳ございません。振込まれた場合、通帳に「イラケン ヤ幼」と印字されます。	
19	診療所支援	申請要件では「週100回以上の接種」、「150回以上の接種」とされているが、協力金の支給対象は、例えば「週100回以上」の場合は、1回目からかそれとも101回目からか。	1回目の接種から支給対象となります。	
20	診療所支援	週100回以上又は150回以上を4週間以上というのは、連続した4週間ということか。	連続している必要はありません。 ただし、令和4年10月以降の接種においては、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。	2022/10/1
21	診療所支援	診療所を対象とした支援において、接種回数週150回を5週、週100回を5週実施した場合、それぞれ5週分の接種回数が対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
22	診療所支援	診療所を対象とした支援について、対象期間に、週150回以上の接種が5週、週100回以上の接種を3週実施した。 この場合、週150回以上の接種をした5週分の申請しかできないのか。	ご質問のような申請も可能ですが、回数150回以上の場合は、区分「150回以上」から「100回以上」に修正したほうが、全体の請求額が高額になる場合があります。 具体例として、第1週 150回、第2週 150回、第3週 150回、第4週 150回、第5週 150回、第6週 140回、第7週 140回、第8週 140回、第9週～13週 100回以下 上記のような場合に、第1～第5までで150回を5回とカウント(①)するより、第1～第4を150回以上、第5～8を100回以上とカウント(②)した方が 総額が高くなります。 ① $150 \times 5 \times 3,000 + 140 \times 3 \times 0 = 2,250,000$ ② $150 \times 4 \times 3,000 + (140 \times 3 + 150 \times 1) \times 2,000 = 2,940,000$ 上記の具体例のような場合は、様式2と様式3を「150回以上」となっている週のひとつを、「100回以上」を選択して、修正します。	
23	共通事項	今回の給付金は、消費税を含む金額か。	接種費用ではなく財政支援のため、消費税の対象とはなりません。	
24	診療所・病院支援	50回以上/日の1日の考え方について、24時をまたいで接種した場合は、どのように計算すればよいか。	1日の基本の考え方は0時から24時ですが、仮に24時をまたいで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。	
25	病院支援	病院において、50回以上/日の接種を行った場合には、それぞれの接種日に対し、協力金が支払われるのか。	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの日も要件を満たします。 ただし、令和4年10月以降の接種においては、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。 また、病院への支給は、令和4年11月末までの接種分をもって終了となります。	2022/10/1
26	病院支援	「特別な接種体制の確保」とは何か。	「通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない」と定義されています。 病院として人員の増員を行わなくても、接種専門の特別な人員を確保していれば対象となります。 また、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方は職種を問わず対象となります。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
27	病院支援	特別な接種体制の対象者は、医師、看護師のみか。	特別な体制を組み、コロナワクチン接種を行うに当たって、必要な人員として配置すれば、事務職員など職種を問わず対象となります。	
28	病院支援	特別な接種体制を確保した場合の支援において、準備や後片づけの時間も含まれるか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後片づけを行った者の実働時間については対象となります。	
29	病院支援	50回以上/日の接種を行った週に属する日で、50回の接種を行っていない日に接種従事した医師等の勤務時間は、支援対象となるか。	条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。	
30	病院支援	個別接種促進支援事業の実績報告書（様式2）の「（特別体制）医師の延べ時間」について、医師の時間が2.5時間だった場合に、入力する数値は切り上げて「3」、切り捨てて「2」、あるいは「2.5」のいずれでしょうか。もし「2.5」で入力すると、1時間未満の端数が生じますが、その取扱いはどうなるか。	「（特別体制）医師の延べ時間」については、日曜から土曜を足し上げた週計の段階で1時間未満（分）について切り捨てることとなります。 なお、「（特別体制）看護師等の延べ時間」も同様です。	
31	診療所支援	当院では、個別接種を対象期間内に数日行ったが、週100回に満たない週がある。様式2の実績報告書の作成に当たり、請求の要件を満たさない週の接種回数は記載しなくてよいか。	請求に関係のない日の接種回数は記載いただく必要はありません。	
32	病院支援	当院では、院内で特別な接種体制を確保して、対象期間内に1日50回以上の接種を行っているが、そのうち数日は50回に満たない日もある。様式2の実績報告書の作成に当たり、接種回数が50回未満の日の回数は記載しなくてよいか。	請求に関係のない日の接種回数は記載いただく必要はありません。	
33	職域接種関係	当院では、企業の職域接種を実施している。職域接種は本協力金の対象になるか。	本協力金において職域接種が対象となるケースは、次の①及び②のいずれも満たす場合です。 ①中小企業の社員や学生等が出向いてきて貴院内で接種を行った場合 ②「中小企業（中小企業法第2条第1項に規定する中小企業）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」の場合	
34	共通事項	申請様式1と3に代表者等の押印は必要か。	押印は不要です。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
35	診療所・病院支援	様式2の接種回数の欄は、上から「接種回数」、「時間外の接種」、「休日の接種」という順番で並んでおり、それぞれ接種回数を記入することは分かったが、「接種回数」欄には、下の休日と時間外の接種数の合計を記入すればよいのか。	令和3年12月1日より、時間外・休日加算の申請は接種費用(2,070円/回)と合わせて請求に変更になりました。そのため、当該日の接種回数を(どの時間に接種したかは問わない)「接種回数」欄にのみご記入ください。	
36	診療所・病院支援	この支給要件が追加された理由は何か。	<p>新型コロナワクチン接種につきましては、特に、10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。</p> <p>接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の御協力を求める趣旨での要件変更です。</p> <p>※「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(令和4年9月22日付け厚生労働省通知別紙)が改正されたことに伴い、今般、「茨城県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請要領」を改正いたしました。</p>	2022/10/1
37	診療所・病院支援	時間外、夜間または休日の考え方は何か。	<p>時間外とは、「医療機関の標榜する診療時間以外の時間」です。</p> <p>夜間とは、「18時以降」です(医療機関の診療時間に関わりません)。</p> <p>休日とは、「土・日・祝日のいずれか」です(医療機関の診療日に関わりません)。</p> <p>※【休日】日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。加えて、土曜日も休日として取り扱います。</p>	2022/10/1
38	診療所・病院支援	「接種体制を用意」とは何か。	<p>時間外、夜間または休日に接種することをホームページや掲示物等で標榜(PR)し、時間外等に接種を希望する方が接種できるような体制を用意していただくことです。</p> <p>※時間外、夜間または休日に、自治体の集団接種会場へ医療従事者を派遣した場合も、「接種体制を用意」と見なし、要件を満たしたことになります(ただし、自治体の集団接種会場での接種については従来通り、当協力金の接種回数にカウントできません)。</p>	2022/10/1

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
39	診療所・病院支援	時間外または夜間に接種体制を用意したが、結果的に時間外または夜間に接種がなかった場合は支給要件に該当するか。	結果的に時間外または夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により支給要件となる接種回数を満たしていた場合には、支給要件に該当します。	2022/10/1
40	診療所・病院支援	時間外または夜間に接種体制を用意しなかったが、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は支給要件に該当するか。	支給要件に該当しません。 予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から時間外または夜間に接種可能な体制を取っていただく必要があります。	2022/10/1
41	病院支援	病院が特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の支給要件は求められないのか。	求めません。 令和4年10月2日以降においても、令和4年9月までの支給要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支給対象となります。	2022/10/1
42	診療所・病院支援	「時間外に接種体制を用意」、「夜間に接種体制を用意」、「休日に接種体制を用意」したことを証する書類は必要か。	申請書類の中で、自己申告していただくことを想定しております。ただし、申請内容に疑義が生じた場合は、時間外の接種予約を受け入れていることが分かる資料、夜間の接種予約を受け入れていることが分かる資料等を提出していただく可能性がございますので、資料等の保管をお願いいたします（PDF等データで可）※。「休日に接種体制を用意」については、VRSの入力状況を確認することがございますので、速やかな入力にご協力ください。 ※市町村や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、医療機関内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「時間外の接種予約可能な時間が明記された資料」を求める場合がございます。	2022/10/1